

川西市道路占用管理システム構築業務委託
特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「川西市道路占用管理システム構築業務委託」(以下「本業務」という。)について、業務内容を定めるものである。本特記仕様書においては、川西市を「発注者」、請負者を「受注者」という。

(業務の目的)

第2条 本業務は、発注者が管理する道路占用情報(川西市道路占用規則(昭和30年川西市規則第4号)ならびに川西市法定外公共物管理条例(平成16年川西市条例第25号))を台帳システム上で管理し、新規申請、継続申請等が正確かつ効率的にできるようにするため、道路占用管理システムの構築を行うことを目的とする。

(関連法令等)

第3条 本業務の履行及び作業にあたっては、次の関連法令を遵守し、その主旨・目的に留意して業務を遂行すること。

- (1) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (2) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (3) 道路法(昭和27年法律第180号)及び同施行規則(昭和27年建設省令第25号)
- (4) 地方交付税法(昭和25年法律第211号)
- (5) 川西市公共測量作業規程(国国地78号)
- (6) 公共測量作業規定の準則(平成20年国土交通省告示第413号)
- (7) 国土交通省道路局道路施設現況調査提要
- (8) 川西市道路占用規則(昭和30年川西市規則第4号)
- (9) その他関係法令

(守秘義務)

第4条 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(疑義)

第5条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議を行い、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(品質管理及び情報保護)

第6条 受注者は、作業開始にあたり、発注者より貸与を受けるデータ及び作成するデータの

情報保護及び品質確保・管理の観点から「川西市情報セキュリティに関する規則」（平成16年川西市規則第17号）を遵守し、次の資格を有している書面を提出するものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001 または ISO/IEC27001）
- (2) プライバシーマーク（JISQ15001）
- (3) 品質マネジメントシステム（QMS: JISQ9001 または ISO/IEC 9001）
- (4) 環境マネジメントシステム（EMS: JISQ14001またはISO/IEC 14001）

（配置技術者）

第7条 受注者は配置技術者を定め、書面をもって発注者に通知するものとする。また、技術者を変更したときも同様とする。管理技術者、照査技術者は、次の条件を満たす者を選定する。

(1) 管理技術者

管理技術者は、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関で道路占用管理システム構築又は再構築（バージョンアップや改修も含む）の実績があり、測量士の資格を有する者でなければならない。

(2) 照査技術者

照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者でなければならない。

（作業管理及び進捗状況の報告）

第8条 受注者は各作業工程において、品質管理を行うとともに発注者が必要と認めたときは、作業の進捗状況を報告し、発注者の指示を受けなければならない。

（工期）

第9条 本業務の工期は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 ただし、道路占用管理システムは令和5年1月10日までに仮稼働を行うものとする。

（作業対象区域）

第10条 本業務の対象区域は、川西市全域とする。ただし、個別業務の発注時に特に指定した場合は、当該区域とする。

（検査）

第11条 受注者は業務完了後速やかに成果品を納品するとともに、発注者の最終検査を受けるものとする。

2 受注者は必要に応じて発注者の中間検査を受けるものとする。中間検査に際してはスキニング資料について中間検査時に作成済みのデータを仮納品し、その都度検査を受けるものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

第12条 本業務完了後といえども、成果品の関係数値は一致を要し、既納入成果品に不良個所が発見された場合受注者は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。

2 このことに要する経費は受注者が負担するものとする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務で作成される成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。ただし、本成果品を運用するために受注者が構築し発注者に提供される本システムに関するパッケージソフトウェア、システムソフトウェア、第三者ソフトウェアについては、当該ソフトウェアを作成したものが著作権を有するものとし、発注者はその一部または全部の使用許諾をもって本システムを使用するものとする。

(契約変更)

第14条 本業務の遂行途中で業務内容の仕様変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が誠意をもって協議し、必要に応じて仕様内容の変更ができるものとする。

第2章 業務の内容

(業務概要)

第15条 本業務の概要は次のとおりとする

- | | |
|------------------|----|
| (1) 作業実施計画 | 1式 |
| (2) 資料収集整理 | 1式 |
| (3) 道路占用管理システム構築 | 1式 |
| (4) システムテスト | 1式 |
| (5) 操作研修 | 1式 |
| (6) 打合せ | 1式 |

(作業実施計画)

第16条 受注者は、本業務を実施するにあたり、成果品の品質を確保するための適切な手法及び工程等の作業計画書(案)を立案し、発注者と協議のうえ作業実施計画を作成するものとする。

2 受注者は、作業内容及び実施計画に変更する必要がある場合、その理由を発注者に説明し承諾を得て、作業実施計画を修正することができる。

(資料収集整理)

第17条 本業務を遂行する上で、必要な資料収集は受注者の責任において行うものとし、収集する資料の内容・範囲については、発注者との打ち合わせにより効率的に業務遂行可能な詳細方針を決定するものとする。

2 発注者は、受注者に対し、次の資料の最新版を貸与するものとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 道路占用許可（協議）申請書 | 1 式 |
| (2) 協議（通知）書 | 1 式 |
| (3) 許可・回答書 | 1 式 |
| (4) 法定外公共物使用等許可申請書 | 1 式 |
| (5) 道路占用許可に関わる位置図、物件調書、面積図等の付属資料（紙媒体） | 1 式 |
| (6) その他、作業の途中で新たに必要となったデータについては、受注者の申し出によりその都度協議の上貸与する。 | |

（道路占用管理システム構築）

第18条 受注者は、発注者が道路占用情報（川西市道路占用規則（昭和30年川西市規則第4号）ならびに川西市法定外公共物管理条例（平成16年川西市条例第25号））を管理するため、道路占用管理システムを構築し、現在運用中の道路情報管理システムと連動できるよう機能構築を行うものとする。

- 1 構築するシステムは、スタンドアロン方式で提案を行うこと。
- 2 システムのライセンス数は、1ライセンスを想定するものとする。
- 3 構築する機能については、下記のとおりとする。

機能	個別機能	機能概要
受付処理	新規申請	占用許可、一時使用、占用協議、占用廃止、施行承認、施工協議、占用場所、占用物件、占用機関等の登録
	変更申請	工期延長、占用変更、権利譲渡、占用廃止、継続更新、権利承認、住所（氏名）変更
	修正	占用物件の登録内容修正
	各種印刷	起案書、許可書、納入通知書・納付書、道路工事着手届、道路工事完了届
	受付一覧	受付データの一覧表示（条件指定検索）
	物件一覧	受付データの一覧表示（条件指定検索）
更新処理	継続更新処理	占用期間満了データの検索、継続更新処理（占有者単位で期間を設定）、印刷（期間満了一覧、満了通知、占用許可物件明細書）
納付処理	納付処理（年初）	占有者単位の占用額の算出、年度指定による占用料と内訳一覧表示（占有者単位）、一括納入通知書、内訳書、占用料金書等の物件集計、印刷
	納付処理（随時）	年度指定による年度初以降申請の占用料とその内訳の一覧表示（受付番号単位）
	占有者別占用料年度内増減	年度指定による占用料増減の一覧表示（占有者単位）

消込処理	消込処理	収納済み占用料の消込、領収日、収納日の表示
各種一覧印刷	受付一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、受付一覧表示
	許可一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、許可一覧表示
	未許可一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、未許可一覧表示
	占用期間未入力受付一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、占用期間未入力受付一覧表示
	占用期間未入力許可一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、占用期間未入力許可一覧表示
	占用期間内許可一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、占用期間内許可一覧表示
	工事期間内許可一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、工事期間内許可一覧表示
	完了検査依頼未提出一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分で検索し、完了検査依頼未提出一覧表示
占用物件台帳	—	受付・占用年度、事業区分、占用者で検索し、占用台帳印刷
年度更新	—	登録年度更新
電子公印印影登録・印刷	—	許可書に使用する電子公印の印影登録・印刷
マスタ管理	—	各マスタメンテナンス（申請区分、目的、申請者占有、申請者施工、町目、路線・河川、システム情報、工事詳細区分、条例、元号、納付区分、起案者・検査者、主管）

4 道路占用管理システムと道路情報管理システムは、双方で独立して稼働することを前提に連携できるよう設定を行うものとする。

また、道路情報管理システムは保守業者の著作物であるため、発注者、受注者、保守業者で協議の上、構築を行うものとする。保守業者に対する作業費や交通費が発生する場合は、本業務に含まないものとし、受注者の負担により依頼するものとする。

5 兵庫県電子申請共同運営システムのデータを取り込むことができるものとする。

(システムテスト)

第19条 受注者は、道路占有管理システムの構築後、システムが正常に作動するかテストを行うものとする。

(操作研修)

第20条 受注者は、道路占有管理システム導入後、操作研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 受注者は、初回協議時に発注者に対して道路占有管理システムについて説明を行い、仮稼働も同様に研修を実施するものとする。
- (2) 操作研修の日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(打合せ)

第21条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接に連絡をとり、「業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(「打合せ記録簿」)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、打合せは初回、中間2回、納品の計4回を基本とするが、業務の進捗に応じて適宜行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第22条 本業務の成果品及び納入機材は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 道路占有管理システム | 1ライセンス |
| (2) 道路占有管理システム操作マニュアル | 1式 (PDF、紙媒体1部) |
| (3) 業務報告書 | 1式 (PDF、紙媒体1部) |
| (4) その他発注者・受注者の協議により定めた成果品 | 1式 |

2 成果品の納入

- (1) 本業務の成果品の納入先は、川西市土木部道路管理課とする。

第4章 その他

(システム保守)

第23条 本業務納品後運用開始の令和5年4月1日からのシステム保守については、受託者と別途契約を締結するものとする。

- 2 システム保守の内容は提案を行うものとする。また、本業務とは別に現時点での見積価格を提示すること。

